

地域共創ポイント事業における用語の定義

1 総 則

平塚市が実施する地域共創ポイント事業（以下「本事業」）において使用する用語について、実施要綱等で特別な指定がない場合の定義をここに定める。

2 対象期間

令和 8 年度（2026 年度）の本事業の実施要綱の施行日から
令和 9 年（2027 年） 3 月 31 日まで

3 用語の定義

○ 全般的事項

- (1) 実施要綱：平塚市地域共創ポイント事業実施要綱
- (2) 利用者規約：平塚市地域共創ポイント事業に関する利用者利用規約
- (3) 加盟店規約：平塚市地域共創ポイント事業に関する加盟店規約
- (4) チャージ店規約：平塚市地域共創ポイント事業に関するチャージ店規約
- (5) マーレ取扱店規約：平塚市地域共創ポイント事業に関するマーレ取扱店規約
- (6) 事業者募集要項：平塚市地域共創ポイント事業『取扱加盟店及びマーレ取扱店』
募集要項（新規店舗用、継続店舗用）
平塚市地域共創ポイント事業『チャージ店』 募集要項（継続店
舗用）
- (7) マニュアル：市又は事務局が加盟店等に送付する実施マニュアル
- (8) 実施要綱等：上記（1）から（7）をいう
- (9) 利用者規約等：上記（1）及び（2）をいう
- (10) 加盟店規約等：上記（1）、（3）、（6）及び（7）をいう
- (11) チャージ店規約等：上記（1）、（4）、（6）及び（7）をいう
- (12) マーレ取扱店規約等：上記（1）、（3）及び（5）から（7）をいう
- (13) 国の定める地場産基準：平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条に定められた基準

○ 地域共創ポイント関係

- (1) 地域共創ポイント：加盟店及びその他市が適当と認めた企業や団体等が原資を事前に負担して利用者に付与するマネー
- (2) 地域共創ポイント付与要領：地域共創ポイント付与に関する要領

○ 関係者

- (1) 市：特に指定がない場合は平塚市

- (2) 事務局：市から本事業全体の運営を包括的に受託した者
- (3) システム管理者：市から本事業のシステムの開発及び管理業務を受託した者
- (4) チャージ店：チャージ店規約等に同意の上で本事業に参加する事業者で、チャージ端末を用いて、現金と引き換えにマネーをチャージする市内事業者
- (5) 加盟店：加盟店規約等に同意の上で本事業に参加する事業者で、マネーでの購買に対応する市内事業者
- (6) マーレ取扱店：加盟店のうち、マーレ取扱店規約等に同意の上で本事業に参加する事業者で、国の定める地場産基準に沿ったもののみを取り扱い、マーレでの購買に対応する市内事業者
- (7) 加盟店等：チャージ店、加盟店及びマーレ取扱店の総称
- (8) 利用者：居住地を問わず、利用者規約等に同意してアプリを利用する個人
- (9) 使用者：チャージ店、加盟店、マーレ取扱店及び利用者の総称
- (10) 大型小売店舗：大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積 1,000 m²以上の大型小売店舗（当該施設のテナント含む）

○ 取引関係

- (1) アプリ：本事業で使用するスマートフォン等向けのソフトウェア「ひらつか☆スターライトポイントアプリ」
- (2) マネー：市が発行するプレミアムのない電子版商品券「スターライトマネー」の略
- (3) 行政ポイント：行政への協力等に対して市又は事務局が利用者に付与するマネー
- (4) 行政ポイント等：行政ポイント及び地域共創ポイント
- (5) マーレ：市外在住者から市へのふるさと納税（寄附）に対する返礼品として用意する電子ポイント「スターライトマーレ」の略
- (6) マネー等：マネー（行政ポイント含む。以下同じ）及びマーレの総称
- (7) チャージ：利用者が、下記の方法で、利用者のアプリにマネーを増加させる行為（プリペイド方式＜前払い式支払い方式＞）
 - ①チャージ店で現金と引き換え
 - ②マネーチャージ用二次元バーコードの読み込み
- (8) 還元：市が利用者のマネー使用に対して一定割合を還元すること
- (9) 対象取引：アプリを介して実施する次の取引
 - ①マネーのチャージ
 - ②利用者と加盟店等の間で行われる商品の購入やサービスの提供においてマネー等を使用する取引
- (10) チャージ手数料：チャージ店におけるマネーのチャージ額に対して一定割合を

市がチャージ店に支払うもの

(11) 決済手数料：利用者と加盟店等で行われるマネーを使用する取引の決済に対して一定割合を加盟店等が市に支払うもの

(12) 基金：社会課題の解決を目的として行う市の事業の基金

○ システム関係

(1) 本サービス：市がアプリを通じて使用者に提供するサービス

(2) 利用者端末：利用者が本サービスにおいて認証に利用するスマートフォン等の機器等の総称

(3) チャージ端末：チャージ店が利用者端末にマネーをチャージするために利用するスマートフォン等の機器等の総称
チャージ店が独自に用意することを原則としつつ、希望があれば有償にて事務局から貸し出しを行う

(4) マネーチャージ用二次元バーコード：

利用者がアプリ登録のあるスマートフォン等端末で読み込むと、マネーがチャージされる二次元バーコード

(5) 専用サイト：本サービスの提供にあたり、使用者にさまざまな情報を周知等するために市又は事務局が開設運営するウェブサイト

(6) 管理用サイト：加盟店等が対象取引の履歴等を確認等できる管理用ウェブサイト

(7) ユーザーID：本サービスにおいて利用者を識別するための符号で、利用者自身が登録したもののほか、利用者端末等に割り当てられた符号を含む

(8) ID：本サービスにおいて加盟店等を識別するための符号で、チャージ店に貸与されるチャージ端末に割り当てられた符号を含む

(9) 店舗コード：本サービスにおいて決済のために加盟店ごとに割り当てられた符号で、決済時に利用者が入力することで、マネー等の取引に使用することができる

(10) 記録情報：本事業を通じて電磁的に蓄積される情報

(11) お知らせ等機能：アプリに搭載された「お知らせ機能」「クーポン機能」「アンケート機能」の総称をいう